

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

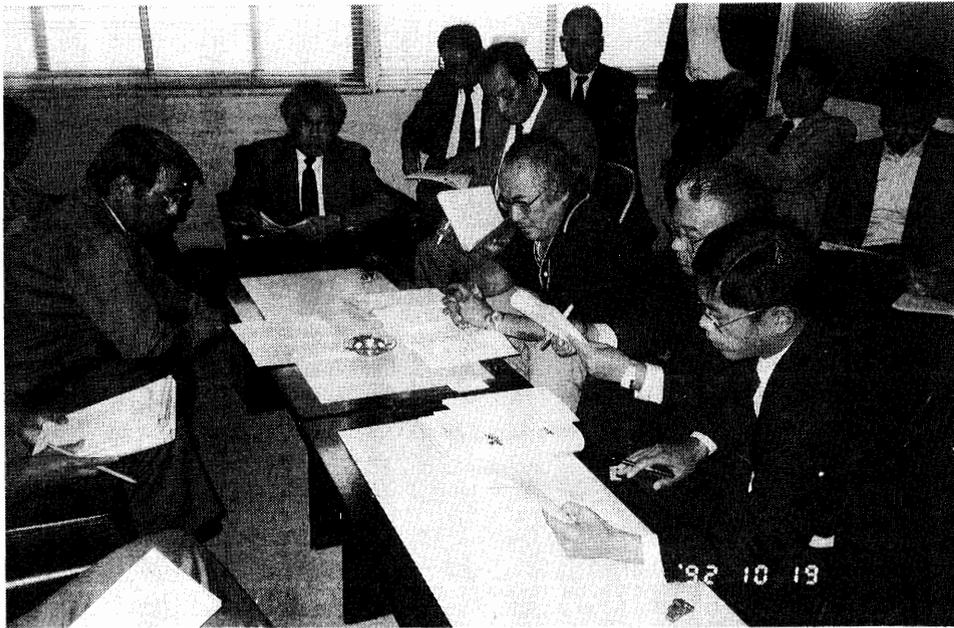
1992.10.10発行〈通巻第211号〉200円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL.06-538-0148 FAX.06-541-2712

郵便振替口座 大阪6-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

- 菜の花診療所十二月一日開院へ…………… 1
- ご案内
全国センター労働安全衛生学校…………… 4
- 付添看護婦の雇用守れと署名運動…………… 5
- 12・11 労働基準法改悪阻止関西集会…………… 6
- RINK反差別・共生キャンペーン…………… 7
- 前線から(ニュース)…………… 9
- 夜勤・交替制勤務と労働者の健康④…………… 14
- 第二次チエルノブイリ環境調査③…………… 16

創ろう 菜の花 診療所

十二月一日 いよいよ開院

診療所を起点に新しい労災職業病

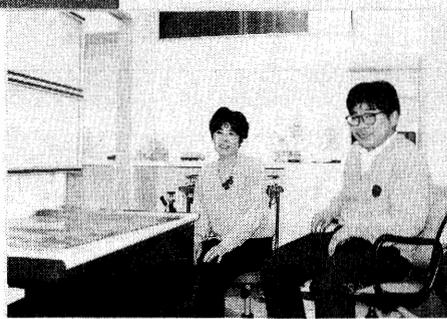
地域医療の取り組みを開始しよう

菜の花診療所がいよいよ開院する。紆余曲折をへながらも当初の予定通り十二月一日に開業（保険診療開始）にまでこぎつけることができた。現在は十月末に工事を終え、現在は医療備品の搬入や什器の購入といった開業直前のこまごまとした作業を終えるのみとなった。いよいよである。

準備会を中心に広く呼びかけてきた寄附金、出資金も十月末現在でほぼ五千万円に達し、目標の五五〇〇万円に近づきつつある。運転資金も含めて必要な資金はなんとか用意できそうな見込みである。三〇〇名を越える個人、団体がこの設立運動にご協力下さった。この場を借りて、出資・寄付下さった方々にお礼を申し上げます。

新たな労災職業病の活動を

診療所設立の発端は、東南地域における長年にわたる労災



職業病の取り組みであった。労災職業病の観点から見てどのような課題があるか。

第一にあるのは、生野から平野にかけての地域の小零細企業、家内工場に働く労働者、退職者の労災職業病の掘り起こし、相談活動である。

零細工場でのじん肺や有機溶剤中毒については、多くの医師、ケースワーカーが指摘しているがいまだ十分な実態把握は行われていない。診療所を軸に、地域の労働組合や安全センターが地道な掘り起こし活動を行っていく必要がある。

また、最近重要な課題として浮上してきている外国人労働者の医療・社会保障についても取り組んでいく必要がある。神奈川労災職業病センターでは、港町診療所とともに外国人労働者の互助会MASH（マッシュ）が組織され、寿に働く外国人労働者が多く集まっている。菜の花診療所でも組織化につながる方向で医療

・労災問題に取り組んでいきたい。

地域とのネットワークへ

労災職業病医療とならんで菜の花診療所の課題は、どのような地域医療を行うかである。

しんたに 菜の花診療所 [内科 小児科]

544 大阪市生野区勝山北2-11-29
Tel(06)716-7087 / Fax(06)716-7088
ナハナ

[診療時間] 休診 日曜・祝日・5月1日

	月	火	水	木	金	土
9:00 ~ 12:30	○	○	○	○	○	○
17:00 ~ 19:30	○	○	—	○	○	—

〈所在地〉



設立準備会は、設立準備の段階で東南地域に暮らす高齢者、障害者など必要なことが必要とされているのかを話し合う機会を持ってきた。そんな中で、地域に暮らすお年寄りや障害者の像がおぼろげながら浮かんできたように思う。

準備会は、一方で民間・公立のデイケアセンターや在宅医療に取り組む

んでいる医療機関に訪問し、その実践に触れてきた。菜の花診療所でもぜひとも在宅医療に積極的に取り組みたいと考えており、そうした先進的医療機関の経験をどう継承し活用していくかが課題となる。

診療所設立過程で、多くの医療関係者、障害者、地域の運動体らと出会うことができた。準備会事務局では、診療所設立を機に準備会を解散し、出資金の返済の管理、診療所の運営、診療所と連携した活動・事業を行う出資者を会員とする継承組織の結成を計画している。この継承組織を母体として、いっそう新しいネットワークの形成にも精力的に取り組んでいきたいと考えている。多くの方々のご注目、ご支援をお願いいたします。

開院パーティのご案内

●
菜の花診療所の出発を記念して、ささやかながら11月28日（土）開院パーティを催したいと思います。ぜひとも多くの方々にお越しいただき、お祝いしていただければと思います。ご出席の方は事前に安全センターまでご連絡下さい。

日時 11月28日（土）午後6：00～

場所 桃谷高校 食堂

[診療所所在地案内参照]

参加費 3000円

すべての外国人に医療保障を

—— 外国人労働者と緊急医療 ——

新刊

中桐伸五・高山俊雄 編著

A5判 一六〇頁

定価一五四五円を一五〇〇円（送料別）

内容○外国人労働者の医療保障○緊急医療の現場から○提言 他

外国人労働者の労災白書

全国労働安全衛生センター連絡会議 編

92年版

A5版 一一八頁 定価一〇三〇円（送料別）

※いずれも、発行海風書房・発売現代書館 当センターまでどうぞ

第三回労働安全衛生学校のご案内

(来年1月29日～31日 宮崎・日向市)

全国安全センターの主催する労働安全衛生学校(第三回)が、宮崎県日向市で開催される。過労死、メンタルヘルスをはじめ、今年七月から

施行の改正安全法で規定された、事業主の「快適な職場環境」形成義務などの課題にどう労働組合が対応していくか、といったタイムリーなテーマが取り上げられている。

この「学校」の特色は、積極的にグループワークを取り入れ、参加者が考え、議論していくところ。必ずや現場活動に役立つ取り組みだ。

参加を希望される団体、個人の方は全国安全センターまで是非どうぞ。

■全国安全センター事務局

東京都港区三田三一一三MKビル

☎〇三―五二三―一〇一八二

前田裕司(弁護士)

『労災保険の仕組みと実務』

西野方庸(関西安全センター)

『労災申請実務トレーニング』

★一月三〇日九時～一八時

Ⅱ「快適職場とこれからの職場での安全衛生活動」

『改正安全法の内容と労組の課題』

『安全衛生の視点からの職場の見方』

『職場改善トレーニング』

※職場のビデオを使用し

てのグループ討論など

酒井一博(労働科学研究所)

宮北隆志(熊本大学医学部衛生)

柳楽翼(大分医師協和病院長)

★一月三一日九時～一二時

Ⅲ 分科会

『VDT労働』『腰痛・頸肩腕障害』

『じん肺・アスベスト』

『外国人労働者の労災問題』

助言者(医師など)

●主催 全国安全センター等四団体
●後援 九州労働弁護団など

●日時 一九九三年一月二十九日(金)
一四時～三二日(日)一二時

●会場 日向ハイツ(宮崎県日向市)

●参加費 二万円(テキストはー)

○「安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル」

●定員 五〇名

●申込受付期間 一月三〇日(参加申込み者には詳細案内送付)

●内容

★一月二十九日一四時～二二時

I 労災職業病の考え方と実務

『過労死・メンタルヘルスから今日の

の労災職業病を考える』

原田正純(熊本大学医学部助教授)

『過労死労災補償をめぐる諸問題』



医療法の改訂で付添看護者にせまる雇用不安

△全港灣看護婦家政婦支部が署名運動を展開

厚生大臣と労働大臣に宛てた、病院付添看護者の解消に反対する要請の署名運動が行なわれている。呼びかけているのは全港灣看護婦家政婦支部。

厚生省は、診療報酬点数表を改正して、今年の五月より付添看護者の看護給付を認める範囲を狭くしている。また、十月より老人病院制度見直しを実施し、病院に基準看護（いわゆる完全看護）を達成するよう協力に指導している。つまり、病院に入院した患者が付添看護者と個人で契約する現行の形態を解消し、医療機関の行う医療に付添看護も完全に組み込むという動きである。

しかし、一方で全国に十六万に越える家政婦が存在し、そのうち十

三万人が病院で現に付添看護の仕事を行っている実態がある。この人々は、入院患者との個人契約で仕事をするため労働基準法上の労働者ではなく、したがって労災保険の適用もないなど労働者保護法の枠外にあり、その労働条件がcaえりみられることがほとんどなかった。いわば劣悪な労働条件のもとで、日本の医療を底辺から支えてきた人々と言えるだろう。付添看護者を解消しようという厚生省のこの措置がそのまま実現されるならば、この人々が大幅に職を失うという結果をもたらしかねない。

全港灣看護婦家政婦支部がこうした動きに対し、各地で労働者供給事業として運営されている看護婦家政婦労組が参加して結成されたもので、

この署名運動への協力を呼びかけている。本誌七月号にも掲載したように、「介護労働雇用安定法」が施行され、介護労働の労働条件に少しだけ光があたったにもかかわらず、制度として雇用が脅かされるという状況は変えねばならない。その意味で付添看護者自身の要求をくみあげるこの動きは注目される。

高齢化社会を迎え、介護労働力の不足が言われながら、これまでそれをずっと支えてきた人々が切り捨てられ、再編は行政にお任せというのであれば、介護労働者の労働条件の未来は暗いものとの印象を与える。しっかりした介護労働力の確保のためには、目に見える条件改善が必要と言えるのではないだろうか。

労働基準法改悪阻止関西集会へ参加しよう！

——労働基準法研究会（労働時間法制部会）が報告

労働者大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会の労働契約部会が、労働基準法の抜本的改訂をめざした検討を続けていることがすでに明らかになっていくが、関西のいくつかの労組と大阪労働者弁護団（旧大阪地評弁護団）が労基法改悪阻止関西連絡会（準）を結成し、これに対する運動を展開していくことになった。

第一弾としては、この十二月十一日に「労働基準法改悪阻止関西集会」を開催し、現在の労働基準法研究会の持っている論点の問題点などを確認する、初めての大衆的な催しを行うことになった。すでにこれまで労働基準法研究会労働契約部会のメンバーのうち安枝同志社大教授、浜田神戸大教授に対して申入れを行い、

討論会などを計画しているが、法改訂の方向についてもまだまだ定まっていない点が多く、今後の同連絡会の課題となるだろう。

また、労働基準法研究会の労働時間法制部会は、この九月二十八日に報告を出し、現在労働基準審議会に諮られており、労働省はこの結果を待って時期通常国会に改正法案を提出する予定と発表されている。公表された報告には、時間外割増率を現行の二割五分一律ではなく、一定時間以上を引き上げること、年次有給休暇発生要件を六ヶ月に短縮することなどが盛り込まれる一方で、最長一年単位の變形労働時間制を提言している。また、週四〇時間労働制への以降については、平成六年四月から

が適当とした。ただし、猶予措置については、それ以降も残すという。十二月十一日の集会では、こうした最近の労働基準法研究会をめぐる動きを報告し、その狙いと問題点について討論する。同連絡会では幅広く参加をよびかけている。

労働基準法改悪

阻止関西集会

とき 12月11日午後6時半

ところ 国労会館（JR天満）

主催 労働基準法改悪阻止

関西連絡会

キャンペーン（12・10）開幕！

行政交渉へ実績の積み重ねを

キャンペーンがスタート！

十月九日夕方六時半より、約百名の参加の下、オープニング集会在開



催された。反差別・共生をテーマに

キャンペーン活動を展開しようという丹羽事務局長のあいさつに始まり、

十一月一日のマイ・マイ・フェスティバルの紹介、同九日午後に行われた大阪府への申し入れが報告された。とっかび子ども会の指導員の方々による朝鮮の伝統芸能サムルノリ（写真参照）を楽しんだ後、支援団体等のリレートークと続き、一二月十日まで二カ月間にわたるキャンペーンは幕を開けた。

大阪府への申し入れ行われる

オープニング集会上先立ち、「すべての外国人労働者の人権、生活、



文化を守り、発展させるための総合的施策に関する申し入れ」を同日午後、RINKから大阪府に対し提出した。大阪府側からも十部局二二名が出席し、この問題が広範囲にわたることを改めて感じさせた。申し入れ内容は、基本施策から、教育、医療、住居、労働などに関するものであり、府だけでは解決の難しい問題も含まれている。しかし、現実には一刻も早い改善が求められており、

九日の場では、問題解決に向けて自治体として積極的な施策を講じること、そして一月末までに回答することを要求した。

- 府への申し入れ書「労働行政について」の項より
- ①府発行のパンフ等を外国人労働者の人権擁護と雇
用者への労働法規の遵守徹底を図る立場から改定
すること
 - ②労働上の労働者の権利及び生活上の知識について
外国人労働者に母語で周知するため、多言語でハ
ンドブックを発行すること。
 - ③外国人労働者のための相談窓口と人員を労働事務
所等に配置すること
 - ④労働者派遣法及び職業安定法に違反する派遣業者
の摘発と外国人労働者への職業紹介を促進するこ
と

大阪労働基準局交渉も予定

労働者の権利擁護の具体策を！

キャンペーン期間中の行政交渉は、
対大阪府の他、大阪労働基準局との
交渉も一二月月上旬に設定される予定



になっっている。安全センターでも取
り組んできた外国人労働者の労災問
題も含め、昨年来の経験を踏まえ、
労働者保護の立場、具体策をとるよ
う、昨年一二月の局交渉を引き継ぐ
形で基準局にはたらしかける予定。
構成団体・個人の具体的な経験を持
ち寄り、行政に提案していく役割を、
ネットワークであるRINKとして
も積極的に果たしていくべきだろう。
交渉をはじめ、キャンペーンへの参

キャンペーン 今後の日程～積極的な参加を！～

- ◎外国人人権相談員養成講座
於. アピオ大阪（市立労働会館 環状線・地下鉄森の宮）
18時半～ 参加費 講座500円
- ◎労働問題 11/12（木） ④子供・家族 11/20（金）
- ◎社会保障 12/3（木）
- ◎RINK結成1周年集會
12/10（木）18時半～
於. P.L.P会館（環状線天満/地下鉄扇町）
- ◎大阪府交渉（日程未定）
- ◎大阪労働基準局交渉（日程未定）

加・協力をよろしく願います。

相生庫兵

振動病患者打ち切り

許さず監督署交渉

「三号様式」提出強要に抗議

ことを原則としており、それまでの、三号様式の提出一局医協

議会での判断、

一方的打ち切りというやり方を

が来ている。愛媛は愛媛、兵庫は兵庫。」とうそぶいたのだ。

再三の電話でのやりとりでは全く高飛車な態度に終始するばかりなので、直接の話し合いを求めるとこれも拒否するという、全く非常識な対応。そのため全山労中央本部を通しての抗議を経てようやく行われたのがこの日の交渉だった。

全山労愛媛
県本部及び新
居浜支部は、
振動病患者の
打ち切りを策
動している兵
庫庫・相生労

問題となったのは、相生
労基署が新居浜医協新田
診療所の振動病患者二名に
ついて、打ち切りにつな
がるいわゆる「振動様式三号」
診断書の提出を強要してき
たこと。

改めることを内容とするもの。したがって、三号様式の提出要求はよほどの疑義がないかぎりおこなわないものだ。これは、中央交渉やたとえば愛媛労基局でも確認されている。

基署に対して、十月十九日、
断固とした交渉を行った。
この交渉には大分、尼崎、
関西の各安全センター、阪

近年、主治医の意見をも
無視して振動病の長期被災
者が打ち切りが行われるよ
うになったため、全山労を
中心に反対闘争が展開され、
結果、一九九〇年に六六四
号通達が出された。この通
達は、症状固定の判断も含
めて主治医意見を尊重する

ところが、「三号様式を
送りつけてきて、しかも、
出さないと、既に出されて
いる資料で判断するぞなど
と脅すように督促するとは
どういうことか」という全

全山労側は、労働者無視
の姿勢、六六四号通達の趣
旨を逸脱して主治医意見を
無視する態度は許しがたい
として三号様式提出要求に
ついて「撤回せよ」と厳し
く追及した。

神被災者交流会、関西労職
研、愛媛労職対、新居浜医
生協が支援参加した。労基
署側は、労基署長、労災課
長等が出てきた。

山労の抗議に対して、相生
労基署は「基準局より（適
正給付管理のための）名簿

その結果、労働組合との
対話について不適切であっ
た、通達の運用についても
適正さ慎重さを欠いていた

ので反省している、七月一日付三号様式提出要請とその後の督促状については、なかったものとしてしきりなおしたいと、労基署長が回答した。

しかし、主治医意見の最大限の尊重については「その通りだ」と認めたものの、三号様式要求については、「例外的措置である」という当然のことについては、確認を渋った。これについては後日回答ということである。この日の交渉を終えたのだが、いずれにせよ、打ち切りを前提に、六六四号通達をも無視したこうした手法は許されないことであり、今後には大きな問題を残している。

四條畷

腰痛予防で

安全衛生研修会

給食調理員など参加

九月三〇日、四條畷市の給食調理員などの現業職員約六〇名を対象としての安全衛生研修会が四條畷市総合センターで開かれ、安全センター事務局が講師として参加した。

「腰痛の予防について」をテーマに約一時間。腰痛教育スライドで、腰のしくみ、腰痛を起こしやすい作業姿勢、腰痛を起こさない作業上の工夫、休息の取り方などについて説明したあと、作業環境対策がとりにくい職場に勤めている「腰

痛予防ベルト」について解説した。また、自動車運転を主な仕事とする労働者に

は腰痛が多いが、ある会社が腰痛対策用シートを販売しており、某タフシー会社などは、社長がその効能を实地で確かめた上新規採用案内に「希望者にはこのドイッ製シートを装着する」と書いてある興味ある事例も紹介した。

指曲がり症

全国 第一次認定結果判明

残る全員の認定を

自治労が取り組んでいる「指曲がり症」公務災害認定闘争において、十月末までに第一次の認定結果が判明した。

一九八九年一二月の第一次申請以降、一六五名が認定申請している。地公災基金側は、「前例がない」などとして認定作業が遅れて

いたが、地公災基金が基礎資料とするため中災防に委託していた調査が本年三月にまとまったことを受け、各事案について、直接の認定当局に対し地公災基金本部との協議に上げるように指示していた。今回結果が出されたのは、本部協議に上がっていた、北海道、東京、兵庫などの五八名（うち五九名が自治労組合員、今回の分には大阪は含まれていない。）。二四名が公務上、三四名が公務外と認定された。

指曲がり症が公務災害として認定されたことは多少評価できるとしても、三四名という多くの「明らかに指曲がり症」の被災者が公務外とされたことの方が非常に大きな問題だ。

問題の根本は、地公災基金が中災防調査をもとに、従事年数や調理食数に厳しい基準を設定したことにあ

ることは間違いない。今後、残りの申請者についても認定作業がすすめられることになるが、地公災

基金に対し不当な線引きを許さず、強く全員の認定を迫っていくことが重要になってきた。

本人も知らぬうちに

労災休業中の解雇

南大阪

西成合同労組

港区の精肉店に勤めるＴさんは、六月に作業中手首を打撲し、病院に通うことになった。作業中の災害であ

ったので社長に伝えたところ、完全に治ってから仕事に復帰するようにと言われただけで、労災補償の手続きを取ろうとしなかった。やむを得ず健康保険で治療を受けていたところ、社会

保険事務所から、七月二五日付けで被保険者の資格を喪失していることが知らされた。

会社を退職した覚えもなく、全く寝耳に水であったＴさんは、社長に会いに行

ったところ、「解雇した」と取り合わなかった。やむを得ずＴさんは、労基署に相談し、労災補償請求の手

続きを行うことにしたが、社長は事業主証明さえ行わなかった。その後労災補償の給付は行われたが、会社側が解雇だとする対応は変わらなかったため、西成合同労組に相談して加入、団体交渉を申し入れると同時に、結果しだいで労基署に対しても労基法一九条違反（労災休業中の解雇）として申告を行うこととした。相変わらず小事業所における労働者の権利が奪われているのが実情である。

変形労働時間制の

濫用で監督署と交渉

東大阪

事業主への指導求める

十月一三日、全国一般大阪地連大阪ケミカル工業分会の変形労働時間問題で、

所轄の東大阪労基署との交渉が行われた。(株)ダイケミ

は九〇年度まで一日八時間の所定労働時間となっていたが、九一年度以降は一週

四六時間の規制が労基法で施行されると同時に、一カ

月単位の変形労働時間制を

採用した。そのため、もと

もと休日の多い八月や年末

年始についてはこれまで以上に大幅に増えることになり、年単位の所定労働時間

では前年に比べて増加することになった。

今年度になっても、会社

はこの労働時間制をとって

おり、しかも二カ月ごとに

翌月からの労働時間を発表

するという方法をとっている。

また、一カ月単位の変

形労働時間制のもともとの

趣旨である業務の繁閑等に

応じた労働時間の弾力化で

はなく、できるだけ多く安

く働かせたいという事業主

の意思のみが賞かれたもの

となっている。

この日の交渉では、さらに

強力な事業主への指導を

求めた。

生活を送る上で解決すべき

問題、労災補償受給に関する

問題などについて、これ

まで例会の中で取り上げ、

学習会などを開催してきた

が、今後はさらにこの面を

充実してゆくべきであろう。

また、まだまだ存在する隠

れたじん肺患者の救済を進

めていく必要がある。

総会の後、懇親会を行い、

療養の日常を示す様々な余

南大阪

弁天町支部 第二回総会開催さる

じん肺患者者同盟

十月一七日に港区民セン

ターで、全国じん肺患者同

盟弁天町支部の第二回総会

が開催された。同支部は、

昨年六月に港区の松浦診療

所に通院するじん肺患者を

中心に結成されていたもの

で、この日の総会では、一

年間の例会を中心とした活

動などを振り返り、今後の

支部の方向を話し合った。

じん肺患者が長期の療養

員は現在約二十名であるが、徐々に増えつつあり、数少ない労災患者団体の運動としてセンターとしても支援してゆきたいと考えている。

労災療養中

申請も待たずに収容！

奈良

橿原警察署が拘束

労災療養中の外国人労働者が、オーバーステイを理由に逮捕、入管に収容されるという事件が起こった。

この労働者は、フィリピン人Oさんで、十月九日、奈良県下で電話回線の埋設作業中、はじけた鋼材が手に当たり、中指の一部を切断するというケガを負った。事故後、現場に近い公立病院に運ばれ、処置後に転入

院、同月二十七日に再手術を受け、入院療養中だった。

Oさんは負傷後どうしてよいか分からず途方に暮れていたが、英字紙で知ったRINKに電話、安全センターが全港湾建設支部西成分会と協力して、元請け会社とも交渉、労災補償請求を進めていたところであった。十一月一日にOさんの身柄を拘束した橿原警察署

によると、病院からオーバーステイと通報を受け、「治療の必要なし」との医師の判断を待ってのことだという。しかし、Oさんは労災補償を請求中であり、治療後の障害補償の請求も予定しているという事情があり、我々がその旨を説明、抗議したにも関わらず、警察・入管とも労災の事情をほとんど確認することもなく、一三日入管に収容されてしまった。

橿原警察署は、医師が「治療の必要なし」と言っているというが、Oさん本人が指先の痛み、不調をいまだに訴えていること、警察はOさんの負傷部分の処置に関する指示を受けていることからして、治療より拘束を優先したと考えざる

をえない。加えて、本人が収容されては、労災補償請求の準備が著しく困難になるであろうことは十分に予測されたはずだ。

労働者の権利を著しく侵害する今回の奈良県警橿原警察署の対応を我々は批判すると同時に、労働者の権利保護よりも優先される入管行政に対する怒りを新たにしていく。

現在、Oさんの治療の確保を入管に要求すると同時に、仮放免を申請する予定だ。労災被災者が補償も受けずに強制送還されるというあるまじき事態を避けるべく、支援を強めていきたい。

夜勤・交替制勤務と労働者の健康 ④

七月号と
同じ 写真

酒 井 一 博 (労働科学研究所労働生理・心理学研究部)

疲れのとれない昼間睡眠

深い睡眠はからだの睡眠、浅い睡眠は頭の睡眠ではないかといわれています。両方の睡眠がうまくとれたときによくぬむれたということになるわけです。細かくみると、深い睡眠は睡眠の最初に出やすく、明け方近くになると、深い睡眠でなくレベル2くらいに止まって、レム睡眠の比率が増えてきます。実験中、レム睡眠のときに被験者を起こすと七〇〜八〇%の確率で、今夢を見ていたと言います。大事なものは、眠り始めに非常に深い睡眠が出て、これが疲労回復に貢献していることです。

昼間の睡眠の場合はどうかというところ、この最初の深い睡眠がほとんど出ず、たいがいはレベル2ぐらいでむしろ目がさめているところがある、はじめからレム睡眠が出てくる、寝つくまでの時間が長いなど、ウトウトする状態が続きます。環境のよい実験室でこれですから、通常の悪い睡眠環境では昼間はもっと眠りにくい。

注目される仮眠の効用

仮眠の話を少し。仮眠はきらいだという現場の方はたくさんいます。昼間活動し、夜、眠くなってきたから寝るわけです。しかし、仮眠は、

緊張した仕事に順番が来たから寝るというものです。ウトウトとしたところできこされるぐらい気分が悪いものはないですから、仮眠なんかいい方がいい、そんなことなら時短をしてくれという方はたくさんいらっしゃいます。

しかし、仮眠で眠れたときの睡眠脳波を取ると、通常睡眠のはじめのパターンと非常に良く似ています。仮眠でも、夜中に寝ると深い睡眠が出る、これが非常に疲労回復に良い。一日の生活リズムの中でこの睡眠がとれたということは、体調維持にとてもすばらしいことです。だから、とれる条件があるなら、仮眠はとりたい。今まで、欧米では仮眠を取り

入れていなかったようですが、最近、夜勤の健康への影響を薄める対策のために睡眠実験をした結果、こうした睡眠の構造がわかってきました。

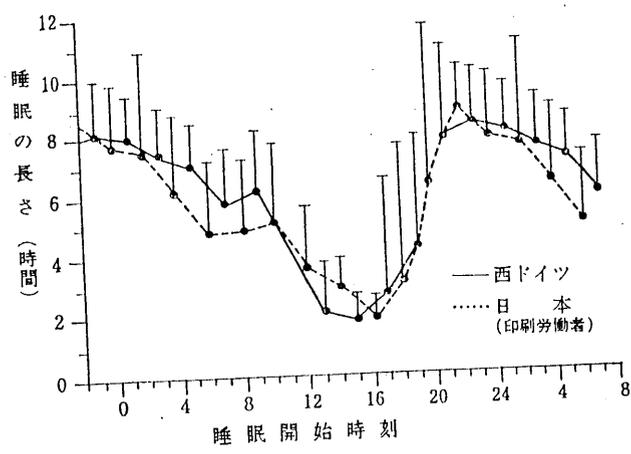
去年のイギリスでの夜勤交代勤務に関する国際会議で、雑談中に他国人に「日本では仮眠があるらしいが、どうしてできたのか、有給なのか無給なのか、どの産業でどのくらいの夜勤者が仮眠がとれているのか、労使協定を結んでいるのか否か」を立て続けに質問されました。理由は、睡眠実験の結果、仮眠の効果がわかってきたからで、どうも研究者の側から労使に提案している節もあります。

質だけでなく、量にも違い

これは、一九八二年の夜勤交代勤務に関する国際シンポジウムに西ドイツからだされたもので、たくさんの夜勤交代勤務者について、睡眠開

始時刻と睡眠時間の関係を調べたものです。●が平均を表し、例えば○時に寝た人の睡眠時間は約八時間です。(縦棒は分散を表します)
夜勤交代勤務者といえども、夜の一時から一時くらいに寝ると睡眠時間は八時間内外です。ところが、

睡眠開始時刻に依存する睡眠の長さの日独比較
(西ドイツはクナウトら、日本は労働科学研究所の調査資料による)



午前中に寝ると平均五〜六時間、さらに午後の一時〜五時頃に寝ると、平均二時間くらいです。

睡眠の質は、先ほどの脳波にみるごとく、夜と昼とはかなり違う。さらに実は、睡眠の長さについてもその人のもつサーカディアンリズムの影響をもろに受けて、夜はまとめて眠れるが昼間はまとめて眠れないということなのです。ドイツの研究者がこのデータを出してきた(●実線)ので、こんどはわれわれの研究所のデータもまとめてみると(○点線)、パターンとしては洋の東西を問わず同じで、睡眠時間が人間の生理的リズムに依存していることがわかりました。
このように、昼間に眠る生活を繰り返していくと、睡眠が量・質ともに不足するということがわかってくるわけです。

(つづく)

汚染は今なお続く

中 地 重 晴 (環境監視研究所)



今回の訪問の目的の一つは、昨年おくれた測定器がうまく使われているか、故障していないかどうかを確かめることでした。

幸い携帯型の空間線量を測る「たんぽぽ」は、担当者のターニャさんが毎月学校など野外のいろんな所を詳細に測定してきたようで、ぎっしりとデータを書き込んだ測定結果を記入したノートを見せてくれました。

食品測定器の方は、担当スタッフが交代し、昨年のメンバーではイリーナさんが残っていただけで、責任者をはじめ、三人が我々にとっては新顔でした。

ドイツのやり方

保健局の食品測定室にはドイツ赤十字から贈られた真新しい測定器が二台入っていました。保健局のスタッフは毎日これを使って食品中のセシウムを測っているようでした。

後日、ゴメリ州の保健局で聞いた話では、ゴメリ州各地区の保健局に五六台、モギリョフ州の一部の保健局に二八台、ウクライナやロシアにも何台か入っているとのことでした。

約一〇〇から一五〇台の測定器が寄贈されたようです。機械の構造からロシアのように日本の基準より二倍以上も緩い基準を越えるかどうかを判断する程度しかできず、子供たちの給食のように、日本の基準の半分を判断することや、より汚染の少な

い食品を検査するには不十分だと思われるかもしれません。六年前の原発事故直後なら必要でしょうが、今の時期になって本当に必要なものなのかは、疑わしく感じました。ただし、同じ測定器を大量に汚染地区全域におくるというやり方については救援のあり方として、非常に参考になりました。

ちょっとかなしい話

我々が昨年おくれた測定器は、担当者の交代もあり、使用頻度が少ないようでした。小泉さんがそれを見て激怒し、かなり厳しくスタッフを叱責しました。いろいろと弁解を保健局の担当者がするのですが、その

真意はわからず、らちがあかないため、念のために、新しい担当者に正しい方を説明し、測定した結果を記入してくれるように再度頼んできました。

最近チェチェルスクを訪れた連帯基金の調査団の人たちが我々が帰った後におくった測定器を使って食品の検査を行なった結果を持ち帰ってきました。ようやくなんとか使っていることが確認されほっとしています。

体内のセシウム測定について

驚かされたことの一つには、昨年、小泉さんと河野さんが非常に苦勞をして六〇人ぐらいの人の体内のセシウム量を測定したわけですが、なんと病院で八九年から体内のセシウム量を測定しているとのこと。この装置は、約五分椅子に腰掛けている間に体内のセシウムを測定するように

なっていて、ある基準値（大人の場合一マイクロキュリー）を越えた人を管理するために使っているようです。（写真）



なぜ昨年、我々が苦勞して測定しているときに教えてくれなかったのかと尋ねると、聞かれなかったので答えなかったとの返答。連帯基金のメンバーも何度も病院を見学しているにも関わらず、誰も気づかなかったとは本当に不思議な話です。

旧ソ連の被曝管理について

我々が汚染地帯住民の被曝線量を見積るために、外部被曝及び内部被曝の両方をおさえる必要があると考え、日本から機械を持ち込み、昨年チェチェルスクで試みてきたわけです。被曝線量管理のために必要なことを、ソ連でも事故後三年ぐらいたって、末端の保健局や病院でやる体制を作りました。測定精度は良くないかもしれないが、一定のレベルでやられていたことがようやく確認できたわけです。その結果はオーダーレベルではだいたい正確ですが、ただそれが、一般に公表されたり、対策を立てるために使われなかったことがわかりました。情報が一部に集中される社会構造の欠陥が、昨年末の社会主義の崩壊につながる重大な問題だったと感じました。ということが二回目の訪問でようやくはっきりと身をもってわかった次第です。

九月の新聞記事から

九・二 在日外国人ビジネスマンの六割以上が職場の人間関係などでストレスを感じ、健康にも影響を。(KDD調査)

九・四 山口県JR岩徳線トンネル内で作業中に、作業員二十九人がCO中毒に。

北九州市で荷揚げ作業中に鋼板が落下、下敷きの一人死亡、三人重傷。

九・六 作業員の二七%が「収入を増やすために」現場が休みの土曜日に他で仕事をしている。(建設省「週休二日制モデル工事」実施状況調査)

九・九 常磐炭礦じん肺訴訟第二陣が福島地裁いわき支部で、原告全員に総額九億円を支払うことで和解成立。

昨年九月千葉県松戸市のトンネル工事現場の遮水壁決壊で七人死亡の事故で、事故調査委員は、遮水壁構造に設計ミスなしとの報告書をまとめる。

九・一二 東京商工会議所が、社員のエイズ検査を行わない、感染者の差別、解雇をしないなどの内容のエイズ対策マニュアルを作成。

九・一四 昭和シエルの神戸事業所で、補修中の重油貯蔵タンク一基が爆発。けが人はなし。

九・一五 千葉県JR成田線で、電車がダンプと衝突。運転士が死亡、六七人がけが。

十年余にわたり製麺作業に従事してきた女性の頸肩腕障害を、加古川労基署が業務上と認定。

九・一七 岸和田市の発泡スチロール工場で製造機械に頭を挟まれて死亡。

九・一八 労働省は、現在の「過労死」の認定基準の再検討を来年度から進める方針を決めた。検討は、八七年に現在の基準に改められて以来初めて。

九・二〇 マラッカ海峡で、タンカーが貨物船と衝突、炎上。一人死亡。

九・二六 厚生省は、小中学生のX線健診を来春から廃止に。結核患者発見率低下で、被曝の危険を配慮。

九・二九 労基研・労働時間法制部会が、週四〇時間制の九四年度からの実施などを盛り込んだ報告書をまとめる。

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
☎550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階 ☎(06) 538-0148

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料	1部 3000円
	2部 4800円
(送料込み)	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672